

議案第19号

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限の変更の
認可について

平成26年1月6日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大工研第322号

平成26年1月6日

大阪市長 橋下 徹 様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所

理事長 中許 昌美 印

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限の変更の
認可申請について

標題について、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、地方独立行政法人
大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認
可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限の変更に
ついて

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限（平成20年4月1日認可）を次のように変更し、平成26年4月1日から適用する。

第1項第1号ア中「23,000円」を「23,600円」に改め、同号イ中「40,000円」を「83,300円」に改め、同号ウ中「330,000円」を「339,400円」に改め、同項第2号中「10,000円」を「10,200円」に改め、第2項第1号ア中「67,000円」を「68,900円」に改め、同号イ中「16,000円」を「16,400円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,100円」に改め、同号エ中「125,000円」を「128,500円」に改め、同号オ中「61,000円」を「62,700円」に改め、第3項第1号中「30,000円」を「30,800円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「9,200円」に改める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が徴収する料金の上限 (抄)

1 試験、研究等の依頼事項に係る手数料

(1) 試験、研究等の依頼事項に係る手数料の上限額は次に掲げる金額とする。

ア 職員派遣による支援 1件 $\frac{23,000\text{円}}{23,600\text{円}}$

イ 試験、分析又は測定 1件又は1成分 $\frac{40,000\text{円}}{83,300\text{円}}$

ウ 研究、企画、設計、試作又は調査 1件1月 $\frac{330,000\text{円}}{339,400\text{円}}$

(2) 試料調整につき特に手数を要する場合の手数料の加算額の上限額は、1件又は1成分につき10,000円とする。

$\frac{10,200\text{円}}$

(3)-(4) 省 略

2 機器・装置又は施設の使用に係る使用料

(1) 機器・装置又は施設の使用に係る使用料の上限額は次に掲げる金額とする。

ア 機器・装置 1日 $\frac{67,000\text{円}}{68,900\text{円}}$

イ 講堂 1日 $\frac{16,000\text{円}}{16,400\text{円}}$

ウ 会議室 1日 $\frac{4,000\text{円}}{4,100\text{円}}$

エ 開放研究室 1室1月 $\frac{125,000\text{円}}{128,500\text{円}}$

オ 創業支援研究室 1室1月 $\frac{61,000\text{円}}{62,700\text{円}}$

(2) 省 略

3 その他料金

(1) 研修、講習会等に係る受講料の上限額は1人1日につき30,000円とする。
 $\frac{30,800\text{円}}$

(2) 研究依頼者がその研究員を法人に置く場合の研究員設置料の上限額は1人1月につき9,000円とする。
 $\frac{9,200\text{円}}$

$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ とする。

(3) 省 略

4 - 6 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(料 金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上
限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければ
ならない。